

周陽環境整備組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年4月1日から、周陽環境整備組合同規約（昭和48年指令地方第1017号）の一部を以下のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周陽環境整備組合同規約の一部を改正する規約

周陽環境整備組合同規約（昭和48年指令地方第1017号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ごみ処理施設及び温水プール等の余熱利用施設の設置、維持管理及び運営」を「ごみ処理施設の維持管理及び解体並びに温水プール等の設置、維持管理及び運営」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周陽環境整備組合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、関係市町の区域（周南市にあっては平成15年4月20日における熊毛町の区域、岩国市にあっては平成18年3月19日における玖珂町、由宇町及び周東町の区域に限る。）における<u>ごみ処理施設及び温水プール等の余熱利用施設の設置、維持管理及び運営</u>に関する事務を共同処理する。</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、関係市町の区域（周南市にあっては平成15年4月20日における熊毛町の区域、岩国市にあっては平成18年3月19日における玖珂町、由宇町及び周東町の区域に限る。）における<u>ごみ処理施設の維持管理及び解体並びに温水プール等の設置、維持管理及び運営</u>に関する事務を共同処理する。</p>